奈良県選挙管理委員会告示第六十九号

少額領収書等の写しの開示及び交付に関する規程（平成二十二年三月奈良県選挙管理委員会告示第百四号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長　森　本　俊　一

第四条第一号及び第五条第一号中「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削る。

第三号様式及び第四号様式中「（会計責任者）　㊞」を「（会計責任者）」に改め、これらの様式に備考として次のように加える。

（備考）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

附　則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。